

(令和6年度補正分) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名	長崎県東彼杵町
本事業の担当部局名	総務課

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	都道府県主導型市町村連携コース			
関連事業メニュー	4.2 結婚新生活支援事業(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	東彼杵町結婚新生活支援事業	新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和7年4月1日	～	令和8年3月31日	事業開始年度 平成28年度
費用内訳(円)	個別事業の内容のとおり			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け	＜自治体における少子化対策の全体像＞※全事業共通 本町では「第2期東彼杵町総合戦略」における4つの基本目標のうち、2つの基本目標「2. 東彼杵町への新しい人の流れを作る」「3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」に本事業は位置している。現状、本町の合計特殊出生率は、1.26(2016年-2020年)で、2011年-2015年の1.37と比較し、0.116の減少となっている。こうした背景には、結婚・子育ての応援者がいまだ少ないことや、若年層の結婚・子育てに対する意識が十分でないことなどが課題となっていると考えられる。			
	＜本個別事業の位置付け＞			
	＜当年度の少子化対策の全体像＞※全事業共通 過年度に引き続き、結婚新生活支援事業を実施し、新婚世帯への経済的支援を行う。また、令和5年度から補助対象費目にこれまでの住宅賃借費に加え、住宅購入費、住宅改修費、引越費用を追加した。これにより、賃貸住宅が不足する本町において、住居の選択肢を増やし、転入・定住を促進するとともに、婚姻後早い段階で、妊娠へ踏み切るきっかけを作っていく。			
	＜本個別事業の位置付け＞ 結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行うもの。			
個別事業の内容	1. 概要			
	【対象費用】			
	☐ 住宅取得費用	☐ 住宅リフォーム費用	☐ 住宅賃借費用	☐ 引越費用
	【補助対象要件】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載			
	所得要件	国基準	夫婦の合計所得が500万円未満	
		自治体独自基準	所得要件なし	
	年齢要件	国基準	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	
		自治体独自基準		
	【補助上限額】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載			
	29歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が60万円	
自治体独自基準				
39歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が30万円		
	自治体独自基準	各費用に係る合計が60万円		
【その他独自要件】				
夫婦ともに当年度に転入し、かつ転入日において婚姻日から1年以内の場合、当年度及び翌年度の対象経費について対象。				

2. 申請見込

①新規世帯見込

上記のうち	7	世帯
ともに29歳以下	4	世帯
その他	3	世帯

②継続補助世帯見込

(継続補助規定の有無)	8	世帯
	有	

3. 広報の実施予定

広報誌、ホームページ・SNS等による周知、婚姻届提出時の周知

民間不動産事業者に対しチラシによる広報を依頼

なお、県においても、結婚・子育てを応援する広報資料に掲載するほか、ホームページ、婚活支援窓口等での広報を実施

少子化対策全体の重要 業績評価指標(KPI)及び 定量的成果目標 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	出生数		人	35 (R7年度)	33 (R6年12月)
	婚姻件数		組	20 (R7年度)	7 (R6年12月)
参考指標 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績値(時点)	
	合計特殊出生率			1.07 (R2年度)	
	婚姻件数		件	7 (R6年12月)	
	婚姻率			2.4 (R5年12月)	
個別事業の重要業績評 価指標(KPI)及び定量的 成果目標	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	番号	項目			
	(アウトプット)				
	①	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100 (R7年度)	30 (R6年度見込)
	(アウトカム)				
	①	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100 (R7年度)	100 (R6年度見込)
	②	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100 (R7年度)	100 (R6年度見込)